

【資料編】

IX その他

資料104

首都圏におけるビジネス航空の受入れ体制強化に向けた取組方針

平成22年11月 東京都

< 骨子 >

小型ジェット機等を用いたビジネス航空は、グローバルな企業活動に不可欠なビジネスツールとして欧米で広く活用され、近年では中東・アジアにおいても急速に利用が拡大している。海外からは首都圏への乗入れ要望が強いものの、羽田・成田空港の受入れ体制は立ち遅れており、極めて限定的な利用となっている。このままの状態が続けば、ビジネスチャンスが他国に奪われることになり、今後の国際的なビジネスにおける東京ひいては我が国の地位低下が懸念される。国も先ごろ、ビジネス航空に対して一定の対応策を打ち出したが、未だ十分と言えない状況である。

このため、都は、以下のように、ビジネス航空の受入れ体制強化に向けた考え方を提示し、国と連携して、具体的な推進が図られるよう取り組んでいく。

1 今後の取組の方向

- (1) 将来的には欧米並みの利用を目指しつつ、当面、アジアにおけるビジネス航空の拠点である香港を上回り、アジアでトップの発着回数を実現。
- (2) ビジネス航空利用者が、一般旅客とは別の専用動線によって、迅速に入国手続きなどができる受入れ体制を確保。

2 羽田空港における取組

羽田空港は、ビジネス航空の利用が最も便利で海外からも要望が強く、国も一定の受入れ拡大を図ったが、まだ十分でない。そこで、

- (1) 都心との近接性を活かし、発着枠の拡大と合わせ、専用動線の確保、C I Q体制の充実、スポットの増設を実施し、迅速で便利な対応を実現。
- (2) 新国際線旅客ターミナルの増床（平成25年度に見込む国際線増枠への対応）の際に、上記を実施するよう国に要請。

3 横田基地における取組

羽田空港や成田空港での対応を図っても十分とはいえないため、比較的利用されていない横田基地の活用が必要である。そこで、

- (1) 横田基地において、既存施設の活用あるいは必要な施設整備により、ビジネス航空の受入れ体制を確保。また、既に米軍関係者のために整備されているC I Q体制や運航支援事業者なども活用し、利便性の高いサービスを提供。
- (2) 軍民共用化を国と連携して推進し、上記を米国関係機関等へ働きかけ。
- (3) 国道16号や中央環状線、外環、圏央道などの整備を国と連携して推進し、都心からのアクセスを一層強化。

基地対策連絡調整会議設置要綱

基第6号)

(設 置)

第1 東京都内の米軍基地について、都民の平穏で安全な生活を守り、地域のまちづくりを推進する観点から、基地の整理・縮小・返還の促進を図り、合せて地域のまちづくりとの調整、騒音問題など基地全般にかかわる諸問題を解決するため、「基地対策連絡調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

(調整事項)

第2 調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりと基地の調整に関すること。
- (2) 基地騒音、環境対策など基地にかかわる諸問題の調整に関すること。
- (3) 上記に伴う基地の整理、縮小、返還に関すること。
- (4) 返還までの対策としての基地の共同使用に関すること。

(構 成)

第3 調整会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

(座 長)

第4 調整会議に、座長を置く。

- ② 座長は、都市整備局の理事級職をもって充てる。
- ③ 座長は、調整会議の会務を総理する。

(招 集)

第5 調整会議は、座長が招集する。

- ② 座長は、必要に応じて第3に掲げる以外の者に対して会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部 会)

第6 座長は、個別の課題について調整を図るため、必要に応じて部会を設置することができる。

- ② 設置する部会、協議事項及び部会の構成員は別表2に定めるものとする。

(庶 務)

第7 調整会議の庶務は、都市整備局基地対策部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(3 都市対

別表 1

- (1) 都市整備局理事級職員のうち、基地対策にかかる事務を担当する者
- (2) 都市整備局基地対策部長
- (3) 都市整備局横田基地共用化推進担当部長
- (4) 都市整備局景観・プロジェクト担当部長
- (5) 都市整備局都市基盤部長
- (6) 都市整備局航空政策担当部長
- (7) 総務局行政部長
- (8) 総務局多摩島しょ振興担当部長
- (9) 総務局総合防災部長
- (10) 環境局環境改善部長
- (11) 福祉保健局感染症危機管理担当部長
- (12) 建設局公園緑地部長
- (13) 建設局道路建設部長

別表 2

◆ 基地対策連絡調整会議5部会の協議事項

- (1) 基地対策関係事業調整部会
 - ア 東京都内の米軍基地問題に関する各局事業の連絡調整に関すること。
 - イ 基地問題に関する国等への要望に関すること。
 - ウ その他必要な事項
- (2) 横田基地航空燃料漏出対策部会
 - ア 横田基地における航空燃料漏出事故対策に関すること。
 - イ その他必要な事項
- (3) 横田基地軍民共用化検討部会
 - ア 横田基地における軍民共用化に関すること。
 - イ その他必要な事項
- (4) 多摩サービス補助施設返還・共用検討部会
 - ア 多摩サービス補助施設における返還・共用に関すること。
 - イ その他必要な事項
- (5) 赤坂プレスセンター・ヘリポート使用調整部会
 - ア 赤坂プレスセンター・ヘリポートの緊急時及び災害時の使用に関すること。
 - イ その他必要な事項

◆ 部会構成

- (1) 基地対策関係事業調整部会[19名]：
- | | | | |
|-------|--------------------|--------------------------------|--------------------|
| 都市整備局 | 基地対策部基地対策担当課長 | 産業労働局 | 産業企画担当部長 |
| | 基地対策部横田基地共用化推進担当課長 | 建設局 | 道路保全担当部長 |
| | 都市づくり政策部緑地景観課長 | | 道路計画担当部長 |
| | 都市づくり政策部多摩開発企画担当課長 | 港湾局 | 離島港湾部長 |
| | 都市基盤部航空政策担当課長 | | 島しょ・小笠原空港整備担当部長 |
| 総務局 | 行政部多摩振興担当課長 | (4) 多摩サービス補助施設返還・共用検討部会[7名]： | |
| | 行政部島しょ振興担当課長 | 都市整備局 | 基地対策部基地対策担当課長 |
| | 行政部小笠原振興担当課長 | | 都市づくり政策部緑地景観課長 |
| | 行政部区政課長 | | 都市づくり政策部多摩開発企画担当課長 |
| | 行政部市町村課長 | 総務局 | 行政部多摩振興担当課長 |
| | 総合防災部計画調整担当課長 | | 行政部市町村課長 |
| 主税局 | 税制部税制改正担当課長 | 建設局 | 公園緑地部計画課長 |
| 環境局 | 環境改善部大気保全課長 | 教育庁 | 地域教育支援部管理課長 |
| | 自然環境部緑施策推進担当課長 | (5) 赤坂プレスセンター・ヘリポート使用調整部会[6名]： | |
| 建設局 | 公園緑地部計画課長 | 都市整備局 | 基地対策部基地対策担当課長 |
| | 道路建設部街路課長 | 総務局 | 総合防災部計画調整担当課長 |
| 福祉保健局 | 感染症対策部防疫・情報管理課長 | 環境局 | 環境改善部大気保全課長 |
| 港湾局 | 離島港湾部島しょ空港整備推進担当課長 | 福祉保健局 | 医療政策部救急災害医療課長 |
| 教育庁 | 都立学校教育部高等学校教育課長 | 病院経営本部 | 経営企画部経営戦略担当課長 |
| | | 消防庁 | 企画調整部企画課長 |
- (2) 横田基地航空燃料漏出対策部会[5名]：
- | | |
|-------|---------------|
| 都市整備局 | 基地対策部基地対策担当課長 |
| 環境局 | 環境改善部化学物質対策課長 |
| 福祉保健局 | 健康安全部環境保健衛生課長 |
| 水道局 | 浄水部水質担当課長 |
| 消防庁 | 予防部危険物課長 |
- (3) 横田基地軍民共用化検討部会[14名]
- | | |
|-------|--|
| 都市整備局 | 都市整備局理事級職員のうち、基地対策にかか
る事務を担当する者（座長） |
| | 横田基地共用化推進担当部長 |
| | 景観・プロジェクト担当部長 |
| | 都市基盤部長 |
| | 航空政策担当部長 |
| | 市街地整備部長 |
| 総務局 | 行政部長 |
| | 多摩島しょ振興担当部長 |
| 環境局 | 環境改善部長 |

資料 106

基 地 年 表

年 月 日	事 項
昭 20. 8. 15	終戦
8. 28	連合軍進駐
22. 5. 3	憲法施行
25. 6. 25	朝鮮戦争勃発
27. 4. 28	平和条約発効 旧安保条約及び行政協定発効(35. 6. 23 失効)
7. 7	第一生命ビル返還(旧 GHQ)
7. 26	米軍提供施設区域協定調印
28. 7. 28	朝鮮休戦協定調印
8. 25	特別損失補償法施行
29. 5. 1	日米相互防衛援助協定(MSA 協定)発効
7. 1	防衛庁設置
30. 5. 8	砂川基地闘争始まる
32. 6. 21	在日米軍削減、日米安全保障委員会設置決定(岸、アイク会談)
8. 6	日米安全保障委員会設置(35. 1. 19 解消)
34. 3. 30	砂川事件判決(東京地裁)(38. 12. 25 最高裁確定)
35. 1. 19	日米安全保障協議委員会設置
6. 23	安保条約及び地位協定発効
37. 1. 12	渉外関係主要都道府県知事連絡協議会設置
11. 1	防衛施設庁設置
38. 12. 31	日米共同声明(在日米軍縮小)
39. 8. 12	ワシントンハイツ返還
10. 10	東京オリンピック開催
40. 2. 7	米機北ベトナムドンホイ爆撃
41. 7. 26	防衛施設周辺整備法施行(49. 6. 27 廃止)
43. 6. 26	小笠原返還、硫黄島通信所及び南鳥島通信所提供
12. 23	基地縮小計画合意(第9回日米安全保障協議委員会)
44. 10. 28	昭和住宅地区返還
12. 1	米軍、立川飛行場業務停止
12. 15	都総務局基地返還対策室設置(51. 7. 31 廃止)
45. 6. 23	安保条約及び地位協定自動延長(10年間)
10. 31	米、北爆停止を声明
12. 21	在日米軍縮小・基地整理計画合意(第12回日米安全保障協議委員会)
46. 6. 30	立川飛行場の一部共同使用(陸上自衛隊)
10. 15	キャンプ王子及び羽村学校地区返還
47. 1. 10	関東地区基地集約化計画発表(福田、ロジャース会談)
3. 7	自衛隊立川飛行場強行移駐
4. 16	米、北爆再開(ハノイ、ハイフォン爆撃)
4. 18	知事は横田、立川基地視察、基地関係市町長と懇談
5. 15	沖縄返還
9. 22	横田基地都有地明渡し請求訴訟提起(原告 都 被告 国)
48. 1. 23	在日米軍基地統合計画(関東計画)発表(第14回日米安全保障協議委員会)
1. 25	武蔵野住宅地区返還
1. 27	ベトナム和平協定調印(1. 28 発効)
48. 3. 31	調布飛行場返還
6. 20	キャンプ朝霞返還
6. 30	大和空軍施設返還
48. 8. 1	東京通信所返還

48.	9. 30	グラントハイツ住宅地区返還
49.	6. 27	防衛施設周辺生活環境整備法施行
49.	12. 10	関東村住宅地区返還
50.	4. 30	ベトナム戦争終結
	6. 30	府中空軍施設の大部分返還
51.	4. 28	横田飛行場基地公害住民訴訟提訴(第1次)
	6. 21	国有財産中央審議会は「三分割、有償処分案」を大蔵大臣に答申
	8. 1	都庁機構改革により基地返還対策事務は都市計画局に移管
52.	10. 6	「多摩弾薬庫」を「多摩サービス補助施設」と名称変更
〃		「府中空軍施設」を「府中通信施設」と名称変更
	11. 17	横田基地騒音公害訴訟提訴(第2次)
	11. 30	立川飛行場返還
54.	10. 8	横田基地内都有地明渡し訴訟取下げ
	12. 24	「返還財産の処分条件について」大蔵省通達
55.	4. 10	羽田郵便取扱所返還
57.	7. 21	横田基地騒音公害訴訟提訴(第3次)
58.	7. 16	ニューサンノー米軍センター提供
	10. 15	山王ホテル士官宿舍返還
62.	6. 12	国有財産中央審議会は「留保地の取扱い」を大蔵大臣に答申
	7. 15	第1次・第2次横田基地騒音公害訴訟控訴審判決(夜間飛行差し止め却下、損害賠償積み増し)(5.2.25最高裁確定)
平	2. 10. 3	東西ドイツ統一
	3. 12.	ソビエト連邦解体
	5. 10. 1	南鳥島通信所返還
	6. 3. 30	第3次横田基地騒音訴訟東京高裁判決
	12. 12	横田基地公害住民訴訟提訴(第4次)
	7. 9. 4	沖縄において米兵による少女暴行事件発生
	9. 27	「在日米軍駐留経費新特別協定」署名(8.4.1発効)
	9. 28	沖縄県知事、米軍用地使用の代理署名拒否
	10. 25	日米特別行動委員会発足
	11. 19	日米首脳会談で「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」設置につき合意
	12. 7	首相、代理署名拒否で沖縄県知事を提訴
8.	4. 10	横田基地公害訴訟提訴(第5次、新横田第1次)
	4. 17	「日米安全保障共同宣言」発表
	5. 27	知事が横田基地、多摩サービス補助施設周辺を視察
	7. 16	政策報道室に基地対策担当を設置
	8. 28	最高裁、代理署名訴訟判決(沖縄県知事敗訴)
	11. 11	「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」発足
	12. 2	SACO最終報告、2プラス2で合意
9.	2. 10	劣化ウラン弾誤射事故発覚
	2. 14	横田基地公害訴訟提訴(第6次、新横田第2次)
	4. 23	駐留軍用地特別措置法の改正
	9. 27	「新たな日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)」発表
10.	2. 26	川崎街道の拡幅に伴う多摩サービス補助施設の一部土地の返還について日米合同委員会で合意
	4. 20	横田基地公害訴訟提訴(第7次、新横田第3次)
11.	5. 24	新ガイドライン関連法成立
	6. 2	知事が横田基地を視察
	9. 17	知事が多摩サービス補助施設を視察
12.	8. 24	横田基地公害訴訟提訴(第8次、新横田第4次)
	12. 21	川崎街道拡幅用地として多摩サービス補助施設の一部返還(約23,000㎡)
13.	3. ~	横田滑走路の改修工事開始(~14.7)工事終了予定
	9. 1	平成13年度東京都総合防災訓練において、横田飛行場及び赤坂プレス・センターヘリポートを

	訓練会場として使用、知事が横田会場を視察
13. 9. 11	米国同時多発テロ事件の発生
10. 8	対テロ軍事行動として、米軍が空爆開始
10. 29	自衛隊法の改正(自衛隊等の警護出動)
10. 29	テロ対策特別措置法の成立(自衛隊戦時派遣)
14. 6.	横田飛行場滑走路の改修工事終了
9. 1	平成 14 年度東京都総合防災訓練において、横田飛行場を訓練会場として使用、知事が視察
15. 3. 20	米軍がイラク攻撃を開始
5. 1	米大統領がイラクでの主要戦闘終了を宣言
5. 23	日米首脳会談で横田飛行場の共用化について検討することで合意
6. 6	武力攻撃事態対処関連三法成立
6. 24	財政制度等審議会は「大口返還財産の留保地の今後の取扱い」を財務大臣に答申
7. 2	「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」財務省通達
16. 9. 1	平成 15 年度東京都総合防災訓練において、横田飛行場を訓練会場として使用、知事が視察
12. 17	政府関係省庁と都は横田飛行場の共用化について実務レベルで協議する「連絡会」を設置
9. 1	平成 16 年度東京都総合防災訓練において、横田飛行場及び赤坂プレス・センターヘリポートを訓練会場として使用、知事が横田会場を視察
17. 9. 1	平成 17 年度東京都総合防災訓練において、横田飛行場及び赤坂プレス・センターヘリポートを訓練会場として使用、知事が横田会場を視察
10. 29	在日米軍再編協議の中間報告発表
11. 28	多摩地域商工会・商工会議所 26 団体が「横田基地軍民共用化推進協議会」を設立
18. 5. 1	在日米軍再編の最終取りまとめ「再編実施のための日米のロードマップ」合意
5. 25	JAL と ANA が国と都に「横田飛行場の軍民共同使用に関する要望書」提出
9. 1	平成 18 年度東京都総合防災訓練において、横田飛行場及び赤坂プレス・センターヘリポートを訓練会場として使用、米海軍艦船が初参加、知事が横田会場を視察
10. 12	横田基地の軍民共用化に関する日米両政府の協議組織（スタディグループ）の立ち上げ
19. 1. 5	米第 13 空軍第 1 分遣隊が横田飛行場に設置
4. 23	都と在日米軍との間で、赤坂プレス・センターの緊急時使用にかかる現地実施協定を締結
5. 18	横田ラプコン施設へ自衛隊管制官を配置
5. 29	第 5～7 次(新横田第 1～3 次)横田基地騒音訴訟最高裁判決
5. 30	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法成立
9. 1	平成 19 年度東京都総合防災訓練において、横田飛行場及び赤坂プレス・センターヘリポートを訓練会場として使用、知事が横田会場を視察
9. 8	総理大臣が米大統領に横田飛行場の軍民共用化の実現に向けた検討について協力を要請
11. 12	国連後方司令部がキャンプ座間から横田飛行場に移転
20. 4. 1	都は、赤坂プレス・センターを使用した救急患者搬送を開始
7. 17	第 4 次・第 8 次横田基地騒音公害訴訟東京高裁判決
8. 31	平成 20 年度都総合防災訓練において、横田基地、赤坂プレス・センターヘリポートを訓練会場として使用
9. 25	横田空域の一部返還が実現
9. 25	原子力空母ジョージ・ワシントンが、空母キティホークに代わり米海軍横須賀基地に配備
11. 10	都と在日米陸軍との間で、赤坂プレス・センターの災害時使用に係る現地実施協定を締結
12. 22	都は厚木飛行場の環境基準指定地域の見直しを実施
21. 4.	第 4 次横田基地騒音公害訴訟上告棄却（判決確定）
8. 30	平成 21 年度都総合防災訓練において、横田基地、赤坂プレス・センターヘリポートを訓練会場として使用
22. 8. 29	平成 22 年度都総合防災訓練において、横田基地を訓練会場として使用
23. 3. 11	東日本大震災発生
	米軍が「トモダチ作戦」を展開（横田基地に作戦司令部が設置される）
7. 29	赤坂プレス・センター一部土地(約 4,700 m ²)が米側から日本へ返還
10. 29	平成 23 年度都総合防災訓練において、横田基地を訓練会場として使用
24. 2. 3	都の帰宅困難者対策訓練において、米海軍及び陸軍が海上輸送訓練に参加

24. 3. 26	航空自衛隊航空総隊司令部が横田基地へ移転完了。運用開始
4. 30	総理大臣が米大統領に横田飛行場の軍民共用化の検討を要請
9. 1	平成 24 年度都総合防災訓練において、横田基地を訓練会場として使用。米軍機が防災訓練として初めて羽田空港に着陸
11. 1	平成 24 年度東京都・神津島合同防災訓練において、米軍艦船が初参加
12. 12	横田基地公害住民訴訟提訴（第 9 次）
25. 3. 26	横田基地公害住民訴訟提訴（第 2 次新横田 第 1 陣）
7. 31	横田基地公害住民訴訟提訴（第 2 次新横田 第 2 陣）
11. 23	平成 25 年度都総合防災訓練において、横田基地、赤坂プレス・センターヘリポートを訓練会場として使用
26. 5. 21	第 4 次厚木基地騒音訴訟横浜地裁判決
7. 16	組織再編により基地対策業務が都市整備局に移管
7.	国土交通省 交通政策審議会 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の「中間とりまとめ」の中で、「その他の空港の活用等」として横田飛行場を議論
8. 30	平成 26 年度都総合防災訓練において、横田基地、赤坂プレス・センターヘリポートを訓練会場として使用
27. 2. 2	多摩地域商工会・商工会議所 28 団体が「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」を設立
4. 27	新「日米防衛協力のための指針」を日米安全保障協議委員会です承
5. 12	米国防省は 2017 年後半から 2021 年までに CV-22 オスプレイ計 10 機を横田基地に配備する計画を発表
7. 30	第 4 次厚木基地騒音訴訟東京高裁判決
8. 6	都と横田基地第 374 空輸航空団は、日米合同委員会合意に基づく災害準備時基地立入りに係る協定を締結
9. 19	平和安全法制関連 2 法が成立
9. 28	日米両政府が日米地位協定の環境補足協定を締結
10. 1	原子力空母ロナルド・レーガンが、原子力空母ジョージ・ワシントンに代わり米海軍横須賀基地に配備
10. 28	東京都・三宅村・御蔵島村合同防災訓練において、米軍艦船及びヘリが参加
28. 4. 14	熊本地震発生 在日米軍が災害救援活動を実施（横田基地第 374 空輸航空団が航空機を派遣）
7. 1	由木通信所返還
9. 4	平成 28 年度都総合防災訓練において、横田基地を訓練会場として使用
11. 28	東京都・大島町・利島村合同防災訓練において、米軍ヘリが参加
12. 8	第 4 次厚木基地騒音訴訟上告棄却（判決確定）
29. 1. 16	日米両政府が日米地位協定の軍属に関する補足協定を締結
3. 14	米国防省は CV-22 オスプレイの配備を 2020 米会計年度（2019 年 10 月～2020 年 9 月）に延期することを発表
5. ～	横田基地への米空軍グローバルホーク一時展開開始（～10. 26）
8. 9	厚木基地から岩国基地への空母艦載機移駐開始
8. 4	第 5 次厚木基地騒音訴訟提訴
8. 31	多摩サービス補助施設一部返還（約 8,800 m ² ）
9. 3	平成 29 年度都総合防災訓練において、横田基地を訓練会場として使用
10. 11	第 2 次新横田基地公害訴訟第一審判決
10. 26	横田基地への米空軍グローバルホーク一時展開終了
11. 5	東京都・八丈町・青ヶ島村合同防災訓練において、米軍ヘリが参加
30. 3. 30	米空母艦載機の岩国移駐が完了 硫黄島民有地一部返還（約 630 m ² ）
4. 3	在日米軍が CV-22 オスプレイの横田飛行場配備について発表
7. 27	全国知事会で日米地位協定の抜本的な見直し等を求めた「米軍基地負担に関する提言」を決議
9. 1	東京都・中央区・港区合同総合防災訓練（悪天候のため、米軍機による物資搬送訓練は中止）
10. 1	5 機の CV-22 オスプレイが横田飛行場に配備

30. 11. 30	第9次横田基地公害訴訟第一審判決
令 1. 6. 6	第2次新横田基地公害訴訟第二審判決
7. 25	日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空事故に関するガイドラインの改正
8. ～	横田基地への米空軍グローバルホーク一時展開開始 (≒10. 20 に帰投)
8. 31	東京都・多摩市合同総合防災訓練において、米軍ヘリが参加
10. 15	多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が、都に「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催時における横田飛行場の民間利用促進に関する要望書」提出
2. 1. 23	第9次横田基地公害訴訟第二審判決
2. 4. 6	在日米軍司令官が関東平野における在日米軍施設・区域に係る公衆衛生緊急事態宣言
. 4. 7	第374空輸航空団指令官が公衆衛生緊急事態における保護政策を公表
. 5. 30 頃～	横田基地への米空軍グローバルホーク一時展開開始 (令和2年10月まで)
. 7. 10	民間ビルの建物の一部を羽田郵便管理事務所として使用することについて日米合同委員会で承認
. 7. 29	新型コロナウイルス感染症拡大対策として、在日米軍関係者への日本入国後14日間の移動制限とその間のPCR検査の義務付け、関連各施設等は新規感染事案が発生するごとに対外公表を行うこと、などを日本政府及び在日米軍が共同で公表
. 9. 14	多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が、都に「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催時における横田飛行場の民間利用促進に関する要望書」提出
11. 21	東京都・北区合同総合防災訓練において、米軍ヘリが参加
. 11. 5	全国知事会で日米地位協定の抜本的な見直し等を求めた「米軍基地負担に関する提言」を決議
. 11. 21	第2次新横田基地公害訴訟上告棄却 (判決確定)
. 12. 9	第9次横田基地公害訴訟上告棄却 (判決確定)
3. 5. 下旬～	横田基地への米空軍グローバルホーク一時展開開始 (令和3年10月まで)
. 6. 10	在日米軍による在日米軍従業員へのワクチン接種を実施する旨を発表
. 7. 6	横田基地に CV-22 オスプレイ 1機が到着
. 7. 20	7月6日に、既に配備されている部隊に追加されるものとして CV-22 オスプレイ 1機が横田飛行場に到着した旨米側から説明があったと、国は公表
. 8. 23	東京都・東村山市合同総合防災訓練 (米軍参加予定) の中止決定 (新型コロナウイルス感染症状況等を鑑みて)
. 9. 30	府中通信施設返還
4. 6. 20	横田基地公害住民訴訟提訴 (第3次新横田)
4. 9. 2	東京都・品川区合同総合防災訓練において、米軍ヘリが参加
5. 9. 3	東京都・東村山市合同総合防災訓練において、米軍ヘリが参加